

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、C大学のキャンパスにおいて清掃業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、同キャンパス内のトイレで倒れているところを同僚に発見され、D病院へ救急搬送され、「脳梗塞」と診断された。
- 3 本件は、請求人が、上記疾病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発症した疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人に発症した疾病について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「右脳梗塞」（以下「本件疾病」という。）と診断し、その発症時期は平成〇年〇月〇日午前〇時〇分頃（推定）であると述べており、当審査会としても、本件疾病の発症経緯等からみて、同意見は妥当であると判断する。
- (2) 本件疾病を含む脳血管疾患に係る業務起因性の判断基準については、決定書理由に記載の「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）が策定されており、当審査会としても、この取扱いは妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 異常な出来事について

発症直前の時期において、業務によるトラブル等は主張されておらず、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、本件疾病の発症直前から前日までの間において、請求人が業務上異常な出来事に遭遇した事実は認められないものと判断する。

なお、請求人は、作業場所がとても寒かったのでヒートショックを起こした旨を主張しているが、作業場所は職員棟屋内であり、作業当日の最高気温は12℃、最低気温は5℃であったことからすると、作業環境について、温度差が大きく著しい変化のあるものとは認められず、上記請求人の主張は採用できない。

(4) 短期間の過重業務について

請求人の労働時間は、監督署長が認定した労働時間集計表のとおりであり、同表によれば、請求人は、本件疾病発症前1週間に休日があり、時間外労働も認められないことから、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、発症前おおむね1週間において、特に過重な業務に従事したとは認められないものと判断する。

(5) 長期間の過重業務について

本件疾病発症前6か月間における請求人の労働時間の状況は、労働時間集計表のとおり、発症前1か月間の時間外労働時間は7時間であり、また、発症前2か月間ないし6か月間における1か月当たりの平均時間外労働時間は最長で発症前2か月間の11時間であることから、決定書理由に説示のとおり、脳血管疾患の発症との関連性が強いと評価される1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働に達しないことは明らかである。

(6) 請求人は、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの間の勤務について、同月〇日を除いて1日勤務（実働6時間）であった旨を主張しているが、会社関係者は、業務量が少ないため、現場リーダーと請求人との話合いで1日3時間程度の就労にとどめ、残りは有給休暇扱いとした旨を述べており、請求人が1日勤務を行ったことを確認できず、また、仮に請求人主張のとおり1日勤務をしていたことが事実であるとしても、上記認定の時間外労働時間数に変更をもたらすものではないことから、上記請求人の主張は採用できない。

(7) 以上を総合すると、請求人に発症した本件疾病は、認定基準の対象疾病に該当するものの、異常な出来事は認められず、また、短期間及び長期間の業務による過重性も認められないことから、業務上の事由によるものであると認めることはできない。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。